

平成 27 年第 5 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 27 年 5 月 12 日、午後 2 時から消防署講堂において、平成 27 年第 5 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
城所 正彦
保坂 律子
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤 徹男
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	濱中 正一
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 2 号請願
「中学校社会科歴史・公民教科書の採択に関する請願について」
- (5) 日程第 5 第 17 号議案
「平成 27 年度教育費補正予算案（第 1 号）の提出について」
- (6) 日程第 6 第 18 号議案
「平成 28 年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」
- (7) 日程第 7 第 19 号議案

「平成 28 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」

(8) 日程第 8 第 20 号議案

「平成 28 年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」

(9) 日程第 9 第 21 号議案

「平成 28 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査、研究の諮問について」

委員長 ただいまから平成 27 年第 5 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
まず、傍聴の方々にお願いがございます。1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中は、みだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場をしてください。4、傍聴人は委員席に入ることができません。5、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってください。

それでは、日程第 1、本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第 4 第 2 号請願を先に行い、その後、日程第 6 第 18 号議案、日程第 7 第 19 号議案、日程第 8 第 20 号議案、日程第 9 第 21 号議案、日程第 5 第 17 号議案、日程第 3 教育行政報告といたします。

それでは、日程第 4 第 2 号請願「中学校社会科歴史・公民教科書の採択に関する請願」を議題といたします。

事務局からお願いいたします。教育総務課長。

教育総務課長 議案書、第 2 号請願、中学校社会科歴史・公民教科書の採択に関する請願を読み上げさせていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、稲城をよくするみんなの会から請願が提出されております。

請願事項としましては、1 の①憲法の国民主権・基本的人権・平和主義にもとづき、稲城市平和都市宣言を尊重した教科書を採択してください。②教科書採択にあたっては、子どもたちと日々深くかわり、子どもの状況をよく把握している教職員の意見を尊重し、公正・公平・公開をつらぬいてください。③教科書の展示にあたっては、広く市民の目にふれるようにしてください。

2 以降につきましては、その請願の趣旨が記載されております。請願項目と

しては以上でございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があれば、お願ひいたします。城所委員、どうぞ。

城所委員 まず、請願事項の①についてなんですが、教科書採択の際は、我々は既に教育委員としてあるべき姿勢で臨んでいると私は思っております。あと、②、③については、ちょっと確認のために伺いたいののですが、現在、②については、どのようにされているのか、③については、どのように対応しているのか、その辺をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

委員長 事務局、それでは、お願ひをいたします。指導課長。

指導課長 それでは、お答え申し上げます。

②の教科書採択に当たっては、子どもたちと日々深くかかわり、子どもの状況をよく把握している教職員の意見を尊重し、公正・公平・公開ということでございますが、こちらにつきましては、教科書採択の方法といたしまして、教科書の採択に関する審議会及び調査研究委員会の委員は大部分が市内の教職員で、直接的にかかわっていただいております。また、それらに加え、各学校単位で、全ての教職員の方に学校単位の調査もしていただいております。そちらからの意見も大事に反映させていただいているところでございます。また、アンケートにつきましても、教科書展示場等でいただいたアンケートにつきましても集計をいたしまして、教科書採択の審議に反映させているところでございます。

続きまして、公開ということでございますが、もちろん採択そのものは教育委員会でお願ひいたしますが、教育委員会は公開とさせていただいておりますので、公開であります。審議会につきましては、あらゆる方面からの公正・公平を確保する観点から、審議会そのものについては公開としておりませんが、採択後につきまして、審議会の内容については公開をさせていただいているところでございます。

続きまして、③の教科書展示でございます。こちらにつきましても、従来、平尾の教育センターで1カ所展示をしておりましたが、本年度から、要望を受けた形で、市役所の行政情報コーナーも追加いたしまして、2カ所での展示を予定しているところでございます。

以上でございます。

城所委員 市役所の展示はいいですね。ありがとうございます。

委員 長 ありがとうございます。
それでは、請願に書かれていることは既に取り組んでいるということですね。
ほかにはご質問、ご意見ございませんでしょうか。伊勢川委員、お願いします。

伊勢川委員 教科書採択については、国または東京都からも通知が来ておまして、それを教育委員会がみずからの責任と権限を持って、教科書を採択することとなっております。また、昨日の稲城市総合教育会議でも、採択についての方針が決定された経緯がございます。それに従って進めることとなっております。
以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうかね。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 請願事項については、教育委員会がみずからの責任と権限を持って、教科書を採択しています。また、請願項目は既に取り組まれているものと理解しています。したがって、改めて、今回の請願を採択する必要はないというふうを考えております。

委員 長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

委員 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員 長 再開いたします。
それでは、これより賛成意見をお願いいたします。
意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。
続きまして、反対意見をお願いいたします。
特にないようですので、これより第2号請願「中学校社会科歴史・公民教科書の採択に関する請願」を採決いたします。
本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者無し)

委員 長 挙手全員ありません。挙手する者無し。よって、第2号請願は不採択となりました。

次に、日程第6 第18号議案「平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書採

採択要領について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について、ご説明申し上げます。

中学校の教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教科書、その他の教材の取り扱いに関することは、教育委員会の事務権限とされております。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等で、具体的な教科書採択の方法について規定されています。これらの法令に基づき、稲城市において、教科書の採択が適性かつ公正に行われるための基準として、稲城市立中学校教科用図書採択要領を定めております。

平成28年度以降使用の教科用図書採択に向け、5月11日、第2回稲城市総合教育会議で決定されました稲城市立小中学校教科用図書採択についての方針を踏まえることを明記いたしました。そのほか、国及び東京都教育委員会からの通知等の内容も踏まえ、内容や表現等を一部改め、平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領を定めていただきますよう、提案するものでございます。

主な内容といたしましては、採択に向けた教科用図書採択審議会及び教科用図書の調査委員会等の組織、適正かつ公正な採択や本市の教育目標や学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査・研究を行うための基本方針などについて、定めております。

本案をお認めいただきましたら、本採択要領に基づき、中学校教科用図書採択のための審議会及び調査研究委員会を組織し、稲城市立中学校の教科用図書の採択を適正かつ公正に実施してまいります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。どうぞ。

教育長 これは、前回と違っているところをちょっと説明してくれますか。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 前回と変更した部分でございますが、まず1ページ目でございます。2番、採択の方法のところ、文言を直させていただいておりますが、こちらに文部科学省初等中等局長から送付される「中学校教科用図書目録（平成28年度使用）」に搭載されている教科書というふうに、具体的に記述させていただきました。また、3番の採択の方針におきましては、先ほど申しあげました今年度から始まりました総合教育会議の設定を受けまして、(1)の①に「稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ」という文言を追加させていただいております。また、(3)の項目は、従来なかった項目でございますが、実際にどのような調査項目を設定しているかということをも明記いたしまして、アの内容、イの構成上の工夫というところも具体的に記述をさせていただいております。

続きまして、細かな文言整理が幾つかございますが、5(2)の①のア、改めまして公正・公平という大事な言葉を入れさせていただいております。また、2ページおめくりいただきまして、④の調査研究会の定数・組織でございますが、こちらの各中学校の教科ごとの職員数を加味いたしまして、3名以上6名以内というふうに、従来は6名と限定していたのですが、6名が確保できない状況もございまして、市内の中学校6校のうち半数以上からは代表を出していただくということで、3名以上6名以内を入れさせていただいております。

主な変更点は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。前回の説明と違っているところも、今、回答がございました。ほかには。

それでは、ご理解いただき、質疑がないようですので、以上で、質疑を終結いたします。

これより第18号議案「平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第19号議案「平成28年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成28年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科

用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成28年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について、ご説明を申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、毎年、採択を行っております。特別支援学級で使用する教科用図書の採択に当たっては、児童・生徒の実態や地域の状況などを考慮に入れ、特別支援学級の教育活動が適切に行われるとともに、学級に通う児童・生徒の力を伸ばし、学ぶ権利を保障していく視点が重要であると考えます。平成28年度使用教科書の採択に向け、国及び東京都の通知や市内の特別支援学級の状況等を踏まえ、若干の文言修正を行い、採択要領を定めるものでございます。

稲城市におきましては、本採択要領をご承認いただきましたら、小・中学校特別支援学級で使用いたします教科用図書を採択するための審議会及び調査研究委員会を組織し、特別支援学級で使用する教科用図書の採択を適切かつ公平に実施してまいらる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明は終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員 この特別支援学級の教科書の採択については、やはりまずは、通われている児童・生徒の実情を十分に配慮するというのが大事なことかなと私も思っておりますが、その辺が採択方針の中にも盛り込まれていますし、あと、何ということですかね、保護者のご意見というのも非常に大切な部分になっているのかなというふうに思いますが、その辺も採択の方針の中に盛り込まれているところが、我々、採択をする者にとっては、非常に意識づけとしていいなというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、質疑はないようですので、以上で、質疑を終結いたします。

これより第19号議案「平成28年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 第20号議案「平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、稲城市立中学校教科用図書審議会へ諮問する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員 長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成28年度に使用いたします稲城市立中学校の教科用図書の採択のための調査・研究につきまして、ご説明申し上げます。

中学校の教科用図書につきましては、稲城市立中学校教科用図書採択要領にのっとり、平成28年度以降、市内の中学校に使用する教科書についての採択を行うものでございます。

小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等での規定により、原則として、4年に1回、採択が行われております。稲城市におきましても、教科用図書採択要領に定められておりますとおり、教科用図書採択審議会と教科用図書調査研究委員会等を設置いたしまして、本市の中学校生徒の実態に合った教科用図書の採択を適正かつ公正に進めてまいりたいと考えております。

主な日程といたしまして、本日、5月12日の教育委員会で、この後、お認めいただきましたならば、中学校教科用図書審議会に諮問をしていただきます。審議会につきましては、保護者代表、学識経験者、中学校の校長先生方、合計9名から構成される組織でございます。審議会から教科ごとに市内の中学校の教員から構成されます調査研究委員会におきまして、具体的な調査・研究を進めてまいります。調査研究委員会は、各学校における担当や専門性等を考慮し、また、教科書の編集や執筆にかかわっていないことなどを確認した上で、任命をしております。採択に向けまして、2回の調査研究委員会及び3回の審議会を経て、各学校ごとの意見交換及び教科用図書見本展示会場等における市民からのご意見も踏まえ、審議会が報告書をまとめ、8月の教育委員会におきまして、答申を受けていただき、ご審議の上、決定いただき、教育委員会として、教科用図書の採択を決定していただく予定でおります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員 長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいですか。
特に質疑がないようですので、以上で、質疑を終結いたします。
これより第20号議案「平成28年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第9 第21号議案「平成28年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成28年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員 長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成28年度に使用いたします稲城市立小・中学校の特別支援学級の教科用図書の採択のための調査・研究の諮問について、ご説明申し上げます。
特別支援学級の教科用図書につきましては、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領にのっとり、毎年、次年度の教科用図書について採択するものでございます。今年度におきましても、採択要領に定められておりますとおり、審議会と調査研究委員会等を設置いたしまして、特別支援学級で学ぶ児童・生徒の実態に合った教科用図書の採択を進めてまいりたいと思っております。
主な日程といたしまして、本日、5月12日の教育委員会で、この後、お認めいただきましたならば、小・中学校特別支援学級教科用図書採択ための審議会に諮問していただきます。審議会につきましては、特別支援学級の設置校の校長先生方5名からなる委員会ということでございます。それを受けまして、各特別支援学級の担任の先生方からなる調査研究委員会におきまして、具体的な調査・研究を行います。最終的には、2回の調査研究委員会及び審議会における協議を経て、報告書にまとめ、8月の教育委員会で諮問結果の答申を受けていただき、審議及び議決を経て、教育委員会としての採択を決定していただく予定でございます。以上、ご説明とさせていただきます。

委員 長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ご質問等がございましたら、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、以上で、質疑を終結いたします。

これより第21号議案「平成28年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員 長 再開いたします。

次に、日程第5 第17号議案「平成27年度教育費補正予算案（第1号）の提出について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成27年度教育費予算について、補正をする必要があるため、本案を提出するものです。部長による全体説明の後、詳細につきまして、教育総務課長、指導課長より順次説明申し上げます。

委員 長 それでは、教育部長、お願いいたします。

教育部長 それでは、全体説明をさせていただきます。

平成27年度教育費補正予算案（第1号）の提出でございます。内容につきましては、まず、物品購入費の補正についてでございますが、富永農場様、代表者、富永重芳様から寄附金がありましたので、それを物品購入について使用するものについての補正でございます。また、賃金等の変動に伴う工事請負費及び債務負担行為の補正についても、ご審議をお願いしたいと思っております。また、都支出金の教育費委託金につきまして、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金につきまして、増額が認められておりますので、その件につきましても、増額補正をする予定でございますので、その説明をさせていただきます。同じく歳出についても、同じ内容で補正予算を組ませていただいておりますので、その審議をさせていただきます。以上です。

委員 長 それでは、教育総務課長、お願いいたします。

議案概要説明書、一番先になります。平成27年度教育費補正予算(第1号)、教育総務課のところをまず説明させていただきます。

議案の補正予算の表紙をおめくりいただきまして、小学校費、小学校管理運営費ということで、補正前が659万6,000円のところを100万円増額しまして、補正後が759万6,000円となるところでございますが、この100万円につきましては、まず稲城第二小学校へ3月に富永農場様から寄附をいただいたところでございます。この寄附、26年度から繰り越して27年度の歳出になりますけれども、寄附の目的等を達成させていただくために、稲城第二小学校とご相談をさせていただいた中では、そのページ、要求書になりますが、3ページに紹介がございまして、校旗が45万円に消費税ということと、あと、来賓用のげた箱が54万8,000円に消費税というところで、2品目を計上させていただいております。

校旗につきましては、昭和49年以来、購入がないということで、かなり傷みが激しい。必ず式典の際には、掲揚しなければならないということで、こういった機会を捉えて、一新をさせていただくという希望、意向に沿った形でございます。また、来賓用のげた箱につきましては、昭和49年、同じように設置し、かなり古いということで、工事の際になりますけれども、先取りしまして、27年度予算で購入をさせていただくものでございます。

次に、要求書のページでございます。4ページになりますけれども、これは中学校管理運営費ということで、補正前の4,192万8,000円を100万円を増額し、4,292万8,000円とするものでございますが、これも同様に、稲城第二中学校に3月末に富永農場様から100万円の寄附をいただいたということで、早期にその意向を学校教育に役立てようということで、学校とご相談をさせていただいた中では、視聴覚室の備品類を一新しまして、さまざまな教育活動に活用するというので、備品を8点ほどご用意させていただいております。ページで4、5ページには、視聴覚室備品一式ということで100万円ほど計上させていただいておりますけれども、液晶プロジェクターと中焦点ズームレンズ、デジタルスクーラー、ブルーレイレコーダー、イコライザー等、一式をセットして、外部講師を招いた際や、オリンピック・パラリンピック教育の、映像、音響等を通じた形での活用など、さまざまな教育活動に役立てたいという学校の意向もございまして、予算計上させていただいているところでございます。

続きまして、要求書の6ページ以降になります。この2点目、賃金等の変動に伴う工事請負費及び債務負担行為の補正につきましては、まさに昨年のインフレスライド条項の適用ということで、上程をさせていただいたところでございますけれども、市のその契約の条項の中では、稲城市工事請負契約書第25条第6項のインフレスライド条項を適用して、一定の基準日以降の労務単価とか資材費等の高騰に伴って、契約済みの工事のその後の労務単価の変動等に対応するための協議をして、その契約額の変更を受けるといような条項を設けてございます。今回につきましては、2月1日に労務単価が変わったと。そ

の後にも資材の高騰があったということで、3月12日付でインフレスライド条項の適用をするという旨を市から請負業者等に発信をさせていただいたということになります。

まず、稲城第一小学校につきましては、4月1日を基準日として、それ以降、2カ月以上の残工事があると有効となりますので、稲城第一小学校の建築工事の部分でございます。これについては、27年度、第一期等の解体工事がございます。7月31日までの予定となっておりますので、その残工事に係るインフレスライド分の上昇ということで、444万3,000円ほど計上させていただいております。0.3%ほどの上積みということになってございます。

また、稲城第一中学校につきましては、これは26年度予算の債務負担行為でございますので、議案概要説明書の一番下になりますけれども、債務負担行為の補正ということで、稲城第一中学校の大規模改修の建築工事については、限度額を1,256万1,000円に上げるものでございます。また、電気工事につきましては、339万2,000円、機械工事につきましては、249万5,000円でございます。ちなみに、一中の建築工事につきましては2%程度、電気工事につきましては2%程度、機械工事につきましては1.3%程度の上昇があったものということで、計上させていただいたところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。次に、指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、指導課の補正予算は2件ございます。2件につきまして、ご報告を申し上げます。

いずれも、東京都実施事業の委託金からの補正でございます。まず、オリンピック・パラリンピック教育推進事業でございます。平成27年度の予算積算時には、東京都の指定推進校を3校と想定していたところ、平成27年4月1日付の東京都からの通知により、市内で平成27年度の東京都の指定を申請していた9校が東京都の推進校に指定されることとなり、本事業の歳入となる東京都の委託金が増額されることから、お手元の資料のとおり、予算の補正を行うものでございます。

補正前の予算は、都費150万円、市費450万円の合計600万円のところ、補正後は、都費450万円、市費270万円の合計720万円となり、その差は120万円の増となるものでございます。なお、東京都の指定校は、稲城第三小学校、稲城第四小学校、稲城第六小学校、稲城第七小学校、向陽台小学校、若葉台小学校、稲城第二中学校、稲城第四中学校及び稲城第六中学校の9校でございます。本事業の趣旨は、児童・生徒等がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、世界平和の重要性等を正しく理解した人材を育成するものでございます。

内容といたしましては、教科領域等におけるオリンピック・パラリンピック学習、国際理解教育、運動会や体育祭などの学校行事における取り組み、体力

向上、日本の伝統・文化やおもてなしの心などについて、児童・生徒に学ばせる教育活動を想定しております。

次に、日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業でございます。本事業につきましては、東京都の新規の事業として、平成27年1月から2月にかけて、東京都が募集及び申請手続を行い、平成27年3月31日付で、稲城第六中学校が事業指定を受けたことにより、本事業の歳入を補正するものがございます。

本事業の趣旨は、国際社会で活躍する人材の育成に向けて、外部人材の活用等を通して、日本の伝統・文化に関する取り組みを充実することにより、外国人と積極的にかかわる機会を設定し、日本のよさを発信することができる能力や態度を育成することでございます。そのために、都立高等学校に配置されております外国人講師を活用し、英語により日本の伝統・文化のよさを伝えたり、交流したりする学習活動を行うことを予定しております。なお、予算額は50万円で、外部講師に係る報酬費、取り組みに係る一般事業費、使用料、賃借料等への支出が想定されております。

以上を説明とさせていただきます。審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員、どうぞ。

城所委員 指導課関連で、例のオリンピック・パラリンピックの教育推進校が6校追加されたというのは、非常に喜ばしいことだと思うんですが、先ほど、いわゆる支出する項目をいろいろ教えていただいたんですが、具体的にどんな事業がやられているのかというのは、その辺は把握されているんでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 オリンピック・パラリンピック教育ということでございますので、主にオリンピックの精神というところにかかわる学習という意味では、オリンピックの出場者やメダリストを講師等として、オリンピックの意義や価値についての講演をいただいたり、また、国際理解教育ということで、世界平和に関する学習を行ったり、また、オリンピック精神の一つであります人権教育にかかわる学習を行うなど、各学校で計画を立てて取り組んでいるところでございます。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

城所委員 では、その関連でというか。その下の日本の伝統・文化のよさを発信する

育成事業、これは六中のみという形になっているのですが、これは手を挙げた学校がなかったということで、理解していいのでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 全校に募集をかけたところ、第六中学校だけが手を挙げたということであり
ます。

城所委員 なるほど。わかりました。

委員長 それぞれの学校で意欲的に取り組むという姿勢は見てとれると思いますが、
いかがでしょうか、ほかには。よろしいですか。どうぞ、保坂委員。

保坂委員 それでは、ちょっと細かいことですがけれども、教育総務課関連のところ
で、いろいろ予算に細かい積算があるんですけども、ちょっと拝見しますと、校
務用のパソコンの値段というのは、予定よりも全て下がっているのは、それは
規格を下げたということなんですか。

委員長 教育総務課長。

教育総務課長 申しわけございません。これは全体の27年度の予算を全部載せているので、
内訳になっているんですが、今回の予算要求としては、3ページの一番最後の
網かけした部分の100万円というところで計上させていただいたところです。

委員長 よろしいですか。

保坂委員 今、私がお伺いしたかったのは、2ページ、3ページと、全てのところに校
務用パソコンというのが入っているんですけども、それが22万4,850円から
20万円に値段が下がっているというのが、ちょっとそこが解せないところがあ
りまして、上がるんならともかく、下がっているのは、パソコンの規格を下げ
たのか、あるいは、何か違う機種に変えたのかとか、そういうようなことです。

教育総務課長 申しわけございません。校務用パソコン、例えば3ページになりますけれど
も、20万円×3台×1.08ということで、これは27年度の当初予算になりますけ
れども、括弧書きの財査定、これは予算の全体の範囲の中で、この教育総務課
から要求している額を財政課の判断で全体のバランスの上で削減したというこ
とで、その中で削減されたということです。

保坂委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 長 査定の中での削減ですよね。ほかはいかがでしょうか。
それでは、よろしいようですので、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第17号議案「平成27年度教育費補正予算案（第1号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 平成27年度5月東京都市教育長会庶務担当課長会定例会について

学務課長 1 平成27年4月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成27年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について

指導課長 1 担当者事業について
2 連携推進事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 文化財の保護と普及について
5 生涯学習推進事業について
6 学校施設コミュニティ開放事業について
7 放課後子ども教室参加状況について
8 公民館運営審議会関係について
9 公民館主催事業の実施状況について

- 1 0 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 1 1 平成27年4月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 市立公園内運動施設管理運営について
 - 2 社会体育施設管理運営について
 - 3 学校開放事業について
 - 4 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成27年度学校給食全校開始について
 - 2 平成27年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業について
 - 3 城山体験学習館の主な事業について
 - 4 図書館の利用状況（平成27年4月）について

委員長 ありがとうございました。以上で、教育行政報告が終わりました。
 以上で、本日の議事日程が全て終了いたしました。これにて閉会といたします。
 ありがとうございます。

（午後 3時07分閉会）